平成２５年（フ）第２５７号
山梨県甲府市国母５丁目13番２号
債務者　竹村　　恵
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５８号
山梨県甲府市国母５丁目13番２号
債務者　竹村　敦子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津7390番地１
豊富ドミトリー１－Ｄ号室
債務者　樋口　道信
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２５年（フ）第１２７号
長野市吉田５丁目12番10―201号　コーポ倉澤
債務者　古岩井宏子
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７２号
長野県諏訪郡下諏訪町2615番地７
債務者　早坂　充代
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１２６１号
愛知県尾張旭市東栄町２丁目12番地８　ハヤシビル４－Ｂ
債務者　水野　勝也
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１３７号
三重県四日市市赤堀２丁目２番７号　コーポみえＡ棟105
債務者　永澤　春美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
三重県四日市市午起２丁目１番１号　ＧｒｏｖｅⅡ―102
債務者　阿部紀代美
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１５０号
三重県いなべ市員弁町楚原644番地31
債務者　羽場美智子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第１６０号
三重県四日市市あさけが丘１丁目１番地197
債務者　小栗　則子
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第４３９号
兵庫県尼崎市大庄中通３丁目19番地の１　パーティアムⅡ101号、前住所兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目22番17号　キューブ東武庫之荘201号
債務者　原口　典和
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７３号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―502号
債務者　野口　　勉
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４７４号
兵庫県西宮市西宮浜４丁目５番３―502号
債務者　野口　一葉（旧姓金田）
1　決定年月日時　平成25年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１８号
神戸市西区竜が岡５丁目29番地の16
債務者　千歳　宏一
1　決定年月日時　平成25年９月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第６５号
鳥取県米子市義方町10番１号
債務者　香川　美紀
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２５年（フ）第１０４号
広島県呉市阿賀北６丁目２番11―203号
債務者　角本　康治
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第１１４号
広島県竹原市田万里町2449番地５
債務者　金崎真也人
1　決定年月日時　平成25年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月５日まで
広島地方裁判所呉支部